

# 岩手医科大学医学部試験規程

昭和 27 年 9 月 1 日制定  
昭和 33 年 5 月 27 日改正  
昭和 48 年 4 月 1 日改正  
昭和 48 年 6 月 1 日改正  
昭和 51 年 1 月 26 日改正  
昭和 56 年 9 月 22 日改正  
昭和 57 年 12 月 8 日改正  
昭和 58 年 2 月 16 日改正  
昭和 63 年 10 月 26 日改正  
平成 2 年 3 月 14 日改正  
平成 5 年 11 月 24 日改正  
平成 6 年 4 月 13 日改正  
平成 7 年 4 月 12 日改正  
平成 9 年 5 月 14 日改正  
平成 11 年 3 月 10 日改正  
平成 12 年 4 月 1 日改正  
平成 13 年 4 月 1 日改正  
平成 14 年 6 月 7 日改正  
平成 14 年 12 月 11 日改正  
平成 16 年 2 月 6 日改正  
平成 16 年 12 月 8 日改正  
平成 19 年 2 月 21 日改正  
平成 27 年 2 月 25 日改正  
平成 28 年 2 月 10 日改正  
平成 30 年 2 月 14 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岩手医科大学学則第 8 条に基づき、医学部における授業科目の履修、試験、進級及び卒業に関して、必要な事項を定める。

(授業科目の履修及び試験科目)

第 2 条 履修すべき授業科目、試験科目及び認定する単位数については、これを学年毎に教育要項(シラバス)に定める。

2 選択科目又は自由科目を選択しようとする者は、年度始めに履修申請をしなければならない。

3 前項に定める科目以外でも、授業した科目については試験を行うことができる。

(試験の種類)

第 3 条 試験の種類は、次のとおりとする。

(1) 本試験 定期に行う進級試験及び卒業試験をいう。

(2) 追試験 病気その他やむを得ない事由で受験できなかった者に事故終了後に行う試験をいう。

(3) 再試験 所定の本試験に不合格の者に対し改めて行う試験をいう。再試験は原則として 1 回限りとする。

(追試験料及び再試験料)

第 4 条 追試験料は、1 科目 500 円、再試験料は 1 科目 2,000 円とし、その都度前納するものとし、それぞれ所定の用紙に必要な事項を記入のうえ医学部教務課を経て学部長に願い出なければならない。

2 共用試験の試験料については、別に定める。

(試験の方法)

第5条 試験の方法は、筆記、口述、レポート、実地等とする。

(試験日程)

第6条 本試験は、前期終了時又は後期終了時に行う。ただし、一部の科目の日程については、別に定める。

2 追試験は、本試験に係る学業成績判定までに行う。

3 再試験は、あらかじめ指定した日程に行う。

4 試験日及びその時間割は、実施2週間前までに発表するものとする。

(受験資格)

第7条 教育要項(シラバス)に定める各科目につき、所定の学習時間の2/3以上聴講し、かつ学習を完了した者でなければ本試験を受ける資格がない。

2 病気又はやむを得ない事由で受験が不可能の場合には、直ちに前者では医師の診断書、後者ではその事由書を添えて医学部教務課を経て学部長に届け出なければならない。

3 前項の手続を経て担当教授の承認を受けた者は、本試験の追試験を受けることができる。

(評点)

第8条 各学年の成績・評価は、学年毎に別に定め、教育要項(シラバス)に記載するものとする。

2 追試験の成績・評価は、その評点より1割を減じたものをもって得点とする。

3 再試験において、合格した場合の成績・評点は60点とする。

(進級・単位付与)

第9条 各科目の講義及び実習終了後、教育要項(シラバス)に定める各学年の本試験を受け、全科目に合格した者について、教授会の議を経て進級及び単位付与について判定する。

2 進級した者のうち、教養教育センター科目を受講した者については所定の単位を付与する。

3 進級不可と判定された者は、留年とし、当該学年の全科目を再履修するものとする。

4 留年した場合でカリキュラムの変更に伴い当該学年に再履修すべき授業科目がない場合は、教授会の議を経て講座等の責任において補習授業(再履修)を行い、当該年度の進級判定前までに試験を行い、60点を合格とする。

5 前項で再履修により合格した科目については、第3項の規定を適用しない。

(卒業)

第10条 卒業の可否は、別に定める卒業判定基準に基づき、教授会において判定し、学長が認定する。

2 卒業不可と判定された者は、留年とし、第6学年の全科目を再履修するものとする。

(成績評価の開示)

第11条 個人の成績評価については、各学年の最終評価を開示するものとする。

(成績評価の異議申し立て)

第12条 成績評価に関する疑義が生じ、教員の説明では解決が得られなかった場合は、成績評価に関する異議申し立てをすることができる。異議申し立てを行なう場合には、別に定める「成績評価に関する異議申し立て規則」の手続きに拠り、「成績評価に関する異議申立書」(所定の様式による)を、医学部長へ提出するものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めのない事項については、教授会の議を経て学部長が定める。

(規程の改廃)

第14条 この規定の改廃は、教授会の議を経て学部長が行う。

附 則

この規程は昭和27年9月1日から施行する。

附 則

この規程は昭和33年5月27日から施行する。

附 則

この規程は昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規程は昭和48年6月1日から施行する。

附 則

この規程は昭和51年1月26日から施行する。

附 則

この規程は昭和56年10月1日から施行する。

附 則

この規程は昭和57年12月1日から施行する。

附 則

この規程は昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は昭和63年10月26日から施行する。

附 則

この規程は平成2年3月14日から施行する。

附 則

この規程は平成5年11月24日から施行する。

附 則

この規程は平成7年4月12日から施行する。

附 則

この規程は平成9年5月14日から施行する。

附 則

この規程は平成11年3月10日から施行する。

附 則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

ただし、4 学年の消化器病学、免疫病学、血液病学については平成 17 年度から適用する。

附 則

この規程は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。